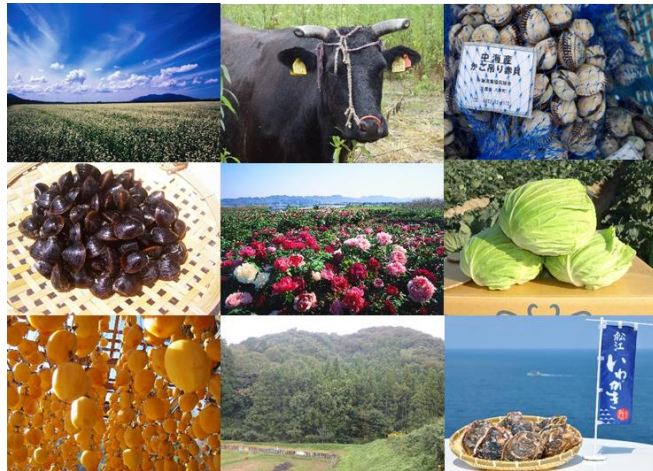


【案】



第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画 (概要版)



1 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨と経過

- 「松江市農山漁村地域活性化基本条例（平成24年12月21日条例第47号）第6条に基づき策定
- “農政の憲法”と言われる「食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）」の見直しに対応
- 農林水産業を取り巻く情勢の変化に対応

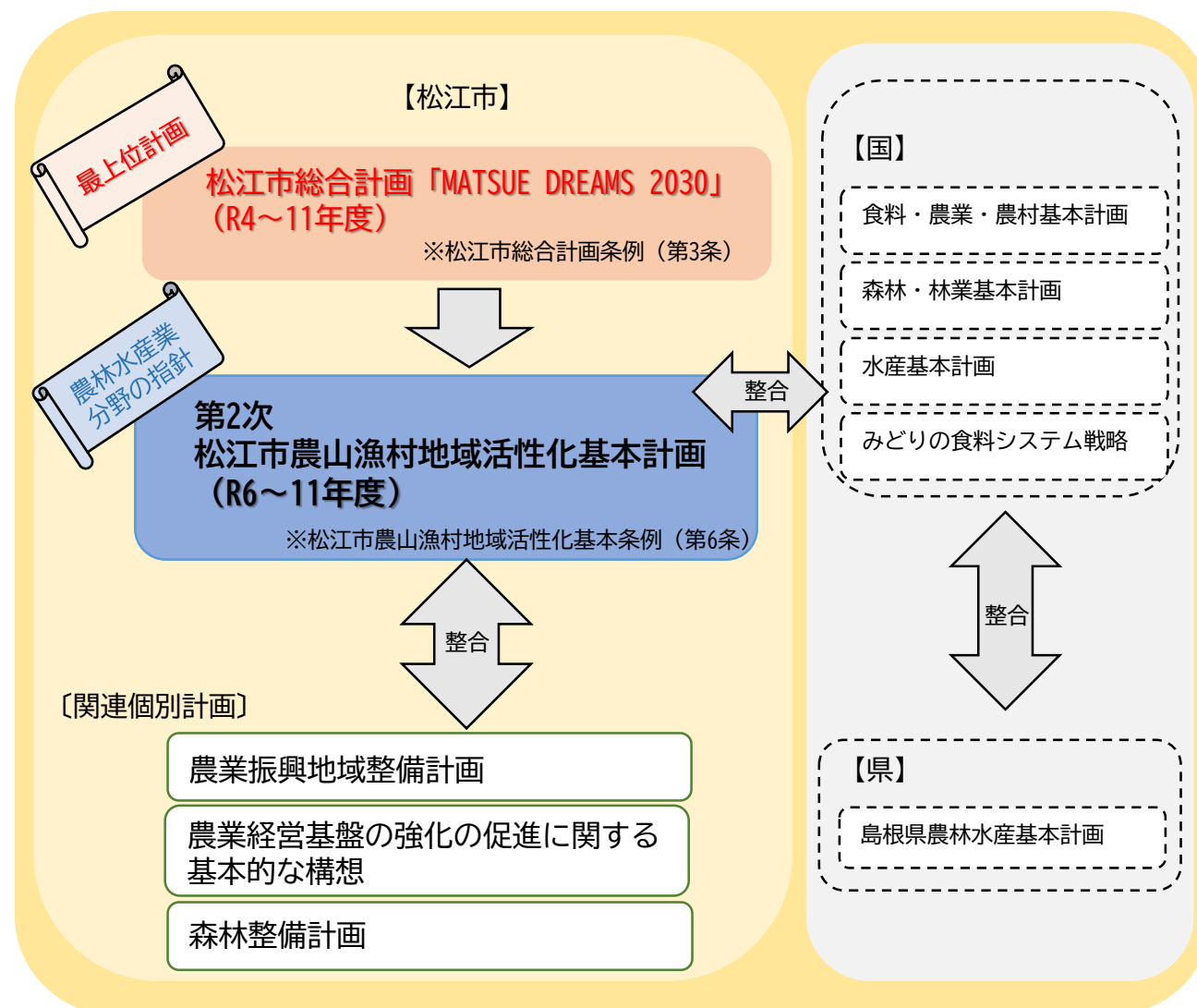
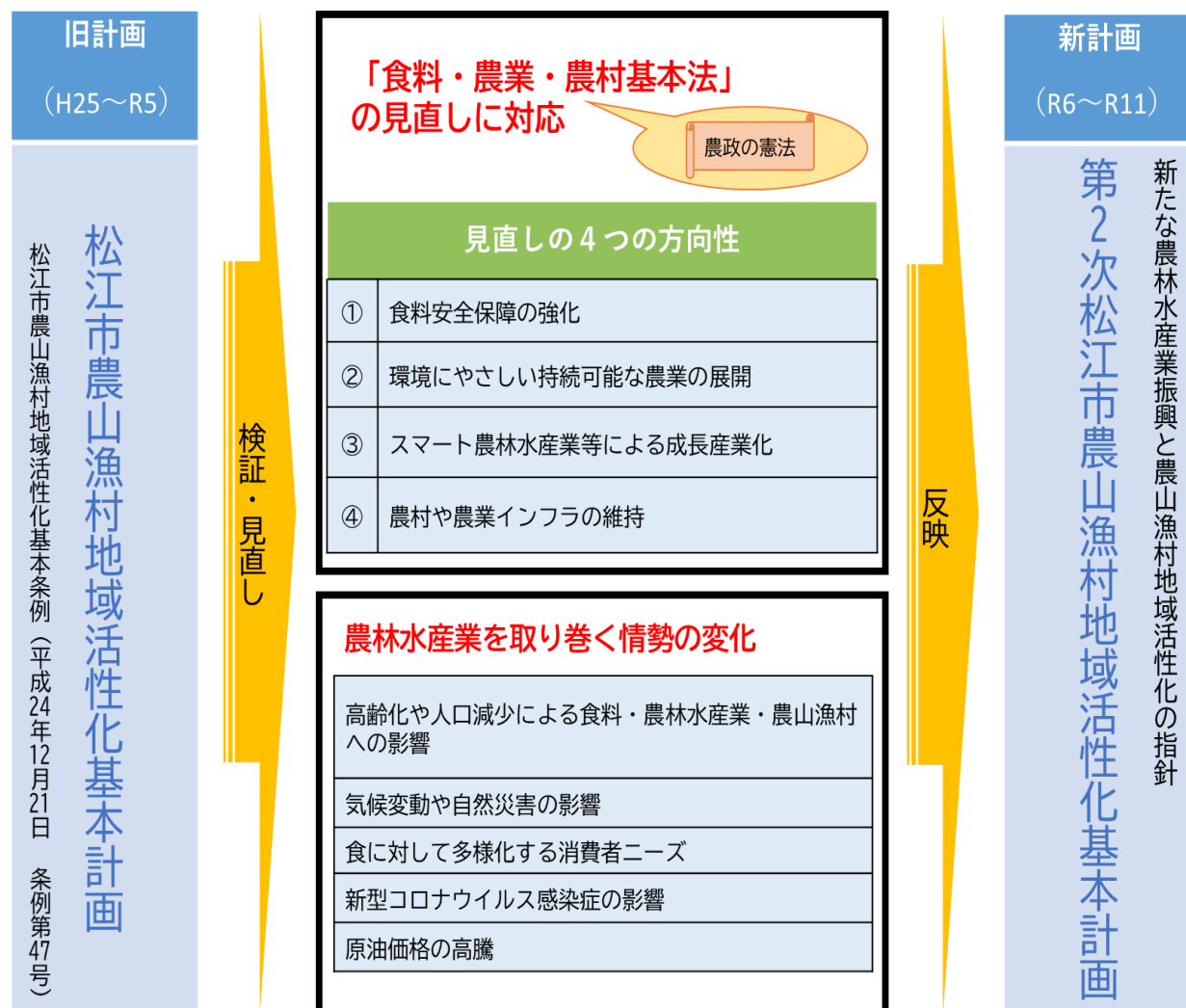
(2) 計画の位置づけと役割

- 「松江市総合計画（MATSUE DREAMS 2030）」
“松江産の食材がスーパーに増えた”の実現



➡ 農林水産分野の指針となる基本計画

- 国・県の計画や関連個別計画との整合性を図る。



2 計画の基本的な考え方

- 「松江市農山漁村地域活性化基本条例」 5つの基本理念 ➡ 「農林水産業の振興」と「農山漁村の活性化」を図る

「松江市農山漁村地域活性化基本条例」

基本理念

「農林水産業の振興」

- I 安定的な農林水産業の経営を確立する
- II 農林水産業の持続的な発展を図る
- III 食と観光の連携を図り農林水産物の消費を拡大する

「農山漁村の活性化」

- IV 後世へ引き継ぐべき農山漁村地域の有する地域資源への理解を深める
- V 農山漁村地域の集落を維持及び活性化する

基本方針

主要施策の内容

- 1 多様な担い手の育成・確保
- 2 地域の特性を活かした農産物の生産振興
- 3 多様な漁業の振興
- Key Point 4 経営安定を図るためのスマート農林水産業の推進
- Key Point 5 環境に配慮した持続可能な農林水産業の推進
- Key Point 6 農林水産物のブランド化と販路開拓
- 7 生産基盤の整備と保全

- 新たな担い手の育成・確保
- 集落営農組織の育成及び組織間の連携強化
- 多様な人材や組織の育成・確保
- 地域の特性を活かした生産振興
- スマート農林水産業による効率化と質の向上
- 環境に配慮した農林水産業の推進
- 農水商工連携や観光と連携した特産品の開発と販路拡大
- 生産性向上や省力化を図るためのほ場の大区画化や排水対策の推進
- 災害に強い生産基盤や施設整備の推進

- Key Point 8 地域を支える人材づくりと地域資源の活用
- Key Point 9 農山漁村の暮らしを支える環境づくり

- 地域を支える人材づくり
- 地域資源の発掘・磨き上げ
- 暮らしを支える環境づくり
- 豊かな自然や景観の保全
- 鳥獣被害対策の推進

3 「第2次松江市農山漁村地域活性化基本計画」のポイント

<基本方針4>

経営安定を図るための
スマート農林水産業の推進

Key
Point

〔例〕

- スマート農業技術の実証と導入支援
- 研修会及び実演会による普及・啓発
- 航空レーザー測量による森林資源管理
- 高性能林業機械の導入支援
- 沿岸漁業のスマート化の体制づくり
- 半循環取水システムの活用

<基本方針5>

環境に配慮した持続可能な
農林水産業の推進

Key
Point

〔例〕

- 環境保全型農業の技術指導と制度周知
- 資源循環型農業（耕畜連携）の取組
- スマート農林水産業の推進による環境負荷の低減
- 松江バイオマス発電所を活用
- J-クレジット制度とブルーカーボンの推進
- アワビ種苗生産の推進
- サルボウガイ人工種苗の技術移転

<基本方針6>

農林水産物のブランド化と
販路開拓

Key
Point

〔例〕

- 農水商工連携による特産品開発
- 事業者マッチングの機会の創出
- 販売を見据えた商品開発の支援強化
- 市産品の認知と販路拡大
- 商品開発後のフォローアップ
- 松江産そばの収量増加と生産安定
- 松江大根島牡丹のPR活動と販促活動

<基本方針8>

地域を支える人材づくりと
地域資源の活用

Key
Point

〔例〕

- 都市部と農山漁村地域との交流事業による関係人口の拡大
- 特定地域づくり事業協同組合との連携
- 農林水産業体験や食育学習ができる機会の創出
- 地域資源の発掘と観光資源としての活用
- 伝統野菜の継承

<基本方針9>

農山漁村の暮らしを支える
環境づくり

Key
Point

〔例〕

- 田んぼアートや朝市などの交流活動への支援
- 新規就農者・就漁者への家賃支援
- 移動販売など生活サービス支援
- 農地付き空き家の情報提供
- 地域ぐるみの鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進
- 新規有害鳥獣処理施設の検討

4 計画の推進

(年度)

令和5（2023）	令和6（2024）	令和7（2025）	令和8（2026）	令和9（2027）	令和10（2028）	令和11（2029）
・計画策定	←計画期間：令和6（2024）～令和11（2029）→ ● 「農山漁村地域活性化委員会」毎年開催 ➡ 各種施策の進捗状況や成果を検証 ● 社会情勢や経済情勢の変化など計画の見直しが必要となった場合 ➡ 目標指標や施策内容の修正					